のは「基準日後組合員期間が」と、」を削り、同表平成十二年地共済改正法附則第十一条第四項の項中

「

長期給付」と、「組合員期間	長期給付」と、「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）

」

を

「

長期給付」と、「組合員期間」と、「基準日後組合員期間	長期給付」と、「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以後」と、」の

」

に改める。

第十三条第一項中「第四十八条の規定」を「第四十八条」に、「の規定、改正後地共済法第百十七条から第百二十一条まで及び別表第二」を「並びに第百十七条、改正後地共済法第百十八条及び第百十九条、地方公務員等共済組合法第百二十条及び第百二十一条」に改め、同項の表改正後地共済法第百十七条第一項の項中「改正後地共済法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第十四条第一項の表なお効力を有する改正前地共済法第百七条の四第一項の項並びに第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第一号の項及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項の項中「改正後厚生年金保険法第二十条第一項」を「厚生年金保険法第二十条第一項」に改める。

第十九条中「及び第百十七条から第百二十一条まで」を「、地方公務員等共済組合法第百十七条、改正後地共済法第百十八条及び第百十九条並びに地方公務員等共済組合法第百二十条及び第百二十一条」に、「改正後地共済法第百十七条第一項」を「同法第百十七条第一項」に改める。

第百二十条中「を支給する場合には」を「の支給については」に改める。

第百四十七条第一項中「改正後地共済令第十六条の二」を「地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二」に、「（改正後地共済令」を「（同令」に、「改正後地共済令の」を「同令の」に改め、同条第二項中「改正後地共済令第十六条の二」を「地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二」に、「改正後地共済令の」を「同令の」に改め、同項の表第十六条の二第一項第三号ロの項中「第十六条の二第一項第三号ロ」を「第十六条の二第一項第三号ハ」に改める。

（平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第四条　平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

本則中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、本則の表中「一・二二二」を「一・二二〇」に、「一・二三一」を「一・二三〇」に、「一・二五七」を「一・二五六」に、「一・二六三」を「一・二六二」に、「一・二六九」を「一・二六八」に、「一・二七九」を「一・二七八」に、「一・二九〇」を「一・二八九」に、「一・二九一」を「一・二九〇」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　第三条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項及び第十二条第一項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

3　平成二十九年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一

漁港漁場整備法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十四号

漁港漁場整備法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第二項並びに第二十条第一項及び第六項並びに後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁港漁場整備法施行令の一部改正）

第一条　漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

三　北緯三十一度二十八分東経百三十一度三十六分の点、北緯三十度四十分東経百三十一度十八分の点、北緯三十度五十六分東経百三十一度十五分の点、北緯三十度三十一分東経百三十度二十六分の点、北緯三十度三十六分東経百三十度二十三分の点、北緯三十度三十九分東経百三十度二十三分の点、北緯三十度四十三分東経百三十度三十分の点、北緯三十度五十二分東経百三十度三十七分の点及び北緯三十一度二十八分東経百三十一度三十六分の点を順次に結んだ線により囲まれた海域（領海を除く。）を施行されるべき海域とする事業であつて、まあじ、まいわし又はまさばを対象として、これらの増殖場を造成するもの

第三条第一項の表漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る。）に係るものの項中「荷さばき所」の下に「並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設」を加える。

第四条第一項の表中「荷さばき所」の下に「並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設」を、「以内、その他の地域にあつては百分の五十以内」の下に「（国が施行する法第四条第一項第二号に掲げる事業と一体的に施行されるものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものにあつては、三分の二以内）」を加える。